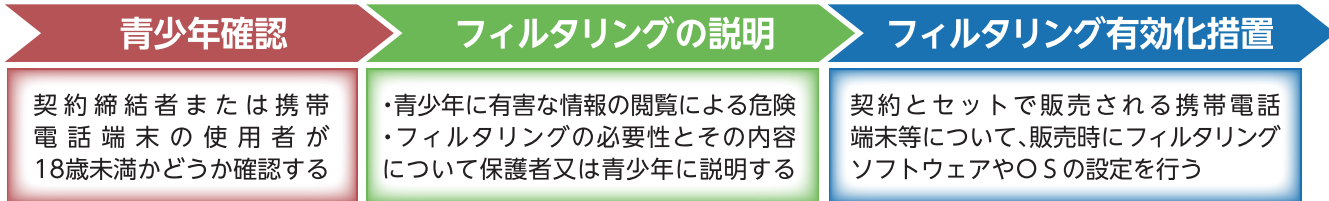


18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は法律上の義務

青少年インターネット環境整備法*では、格安スマホ事業者(MVNO)を含む携帯電話会社とその販売代理店には、新規の携帯電話回線契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務が課せられています。



*青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成21年4月施行/平成30年2月改正法施行)

<被害にあったときには、、、、>

ホームページや掲示板、SNS、学校裏サイトなどで、誹謗・中傷などにあたる悪口や写真、動画が掲載された場合、掲示板の管理者やプロバイダなどに削除の依頼をすることができます。あらかじめ削除依頼の機能がついているサイトも増えてきました。証拠として必要になる場合もあるので、該当記事が掲載されている場所(アドレス)や記事の内容は、保存しておきましょう。

このように**削除依頼は自分でできる**ことですが、削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、**削除依頼したことにより**、書き込みなどの内容に再び注目が集まり、冷やかしゃ、なりすましの書き込みが増え、**結果的に被害が拡大してしまう場合もあるので**、こうした**リスク**についても考えておきましょう。

一人で悩まず相談を

<相談窓口>

- ・橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室 0736-33-1229 (直通) 平日8:30~17:15
- ・橋本市青少年センター 0736-32-2124 // 平日8:30~17:15
- ・橋本市女性電話相談 0736-33-8525 // 平日9:00~13:00
- インターネットでの架空請求や契約トラブルなどで困ったときは
- ・橋本市消費生活センター 0736-33-1227 (相談直通) 平日8:30~17:15
- ・和歌山県消費生活センター 073-433-1551 平日9:00~17:00
土・日 10:00~16:00

○その他の窓口

- ・悩みや不安を聞いてほしい時・・・「まもろうよ ところ」(厚生労働省)
- ・書き込んだ人に賠償等を求めたい時・・・法テラスまたは弁護士
- ・身の危険を感じる時・・・最寄りの警察署や都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口
- ・ネットトラブルの専門家に相談したい・・・「違法・有害情報相談センター」(総務省)
- ・プロバイダ等への削除要請について・・・「人権相談」(法務省)・「誹謗中傷ホットライン」(民間)

~橋本市人権パンフレット~

発行：橋本市・橋本市教育委員会
編集：橋本市人権教育・啓発プロジェクト
令和3年3月発行

インターネット上の人権 を守るために

~インターネットの利用にも「ルール」と「マナー」があります~



恋野小学校6年 山中和子さん



橋本中央中学校1年 岩田姫依さん

※このリーフレットには、令和2(2020)年度和歌山県人権啓発ポスターの応募作品を掲載しています。

インターネットは、安全に正しく使うことができればとても便利なものであり、私たちの生活を豊かにしてくれます。しかし、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になるなど、残念な事実もあります。これからのデジタル社会を生きていく中で、子どもたちだけではなく、市民の皆さん一人ひとりが被害者や加害者にならないためにも、パソコンやスマートフォン、タブレット端末をはじめとするデジタル機器を通じて様々なWebサイトやSNSなどのコミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」「ルールを守って使える健全な心」「安全に利用するための危機管理意識」を育むことが大切です。